

第4期雲南市農業委員会第13回総会議事録

1. 日 時 平成24年7月23日(月) 13:30~15:15

2. 場 所 加茂町 かもてらす

3. 出席委員(34名)

1番 内部武雄	2番 永井尚二	3番 錦織邦男	4番 渡部満憲
5番 宇都宮敏章	6番 日野一夫	7番 片寄健治	8番 竹下房子
9番 高島幹雄	10番 竹内 勉	11番 狩野幹美	13番 高橋敬二
14番 杉山正美	15番 鳥谷悦雄	16番 星野朝義	17番 川上蘆求
18番 嘉本輝雄	19番 白築 進	20番 白築美雄	22番 藤原克巳
23番 白築 剛	24番 青木征温	25番 名原玲子	27番 藤原修至
28番 高田 耕	29番 加藤一郎	30番 廣澤幸博	31番 石橋義明
32番 武田京子	33番 周藤寛洲	34番 橋本 博	35番 陶山直利
36番 勝部有二	37番 板持 庸		

4. 欠席委員(2名) 12番 持田明典 21番 山本博子 26番 小田久義

早退届委員(2名) 6番 日野一夫 13番 高橋敬二

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 景山修二
主 幹 菊地隆克 副主幹 山中亜希子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第78号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第79号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第80号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第81号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について
- ・議第82号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。

発信者	議 事 要 旨
会 長	<p>ただ今から平成24年第13回総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は34名であります。欠席委員は12番持田委員、21番山本委員、26番小田委員から欠席届が出ております。また、6番日野委員、13番高橋委員から早退届が出ております。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第8回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
会 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、25番名原委員、27番藤原委員を指名します。</p>
会 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届出）の受理について <ul style="list-style-type: none"> ・田畑転換届出の受理について ・合意解約届出（農地保委第18条第6項通知）の受理について ・雲南市農業経営改善計画認定審査会について ・雲南市農業者年金連絡協議会理事会について ・市町村農業委員会会長・事務局長研修会について ・会議等の予定について
会 長	<p>以上で諸報告を終わります。質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>（無しの声あり）</p>
会 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p> <p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>それでは最初に、「議第78号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5ページをご覧ください。「議第78号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿は田、現況は畑、農用地区域内で面積は21㎡、権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「耕作が困難になったため譲渡する。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は無償で確</p>

発信者	議 事 要 旨
	<p>認は〇〇委員です。土地代が無償となっている理由についてですが、図面の3ページをご覧ください。今回の申請地、△△-△に隣接する△△-△につきまして、平成19年から20年頃、申請地と同じ所有者である〇〇さんより〇〇さんが購入された際に、一緒に支払っておられたようですが、その際に申請地の土地の処分が同時におこなわれていなかったために残っていたようであり、今回の申請となったようです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、農用地区域内で面積は365㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「耕作が困難なため譲渡する。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は、10アール当たり300,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>以上2件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、2件の案件よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第78号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第78号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第79号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページ「議第79号農地法第4条の規定による許可申請について」説明します。</p>

発信者	議 事 要 旨
	<p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.9㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は急傾斜地にあり、管理を容易にするため自宅に近い申請地に整備移転したい。」ということです。農用地除外事前了承が平成24年5月8日に済んでおりまして、確認は〇〇委員、農地区分は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから第2種農地と判断いたしました。許可条項は法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は2筆で15.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が墓地及び管理地で、墓碑1棟建設されます。転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり参道も一部崩壊し危険なため、自宅近くに移転新設する。また南側は墓地管理地として利用したい。」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。都市計画区域内の第1種住居地域に指定されておりまして、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑、現況雑種地、面積は239㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が駐車場で駐車区画6台分を整備されます。転用理由は、「経営しているアパート入居者及び自家営業車の駐車場として整備したい。」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成13年頃より駐車場として使用していた。」ということです。確認は〇〇委員、農地区分・許可条項は2番と同じであります。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.89㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は家から遠く、参道も崩壊し、参拝が困難であり、住居の近くに新設移転したい。」ということです。農用地除外事前了承が平成24年5月8日に済んでおりまして、確認は〇〇委員、農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である。」ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿田、現況宅地、面積は2筆で786.93㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が農家住宅で、住宅、納屋、物置、資材置場を建設されます。転用理由は、「家族が多くなったため増築したい。」ということです。始末書が提出されておりまして、「昭和48年頃より一部を宅地として使用していた。」ということです。確認は〇〇委員、農地区分・許可条項は1番と同じであります。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は7.49㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は高い場所にあり、参道も急で維持管理に苦慮しているため、申請地に新設移転したい。」ということです。農用地除外が平成24年1月13日に済んでおりまして、確認は〇〇委員、農地区分・許可条項は1番と同じであります。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑、現況宅地、面積は185㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が農家住宅で、住宅兼納屋1棟を建設されます。転用理由は、「母屋が古くなり、また家族も増えたため、二世帯住宅として建築したい。」</p>

発信者	議 事 要 旨
	<p>ということです。始末書が提出されておりました、「昭和53年に住居兼納屋を建築し、使用してきた。」ということです。農用地除外事前了承が平成24年5月8日に済んでおりました、確認は〇〇委員、農地区分・許可条項は1番と同じであります。</p> <p>以上7件の案件、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。尚、「議事参与の制限」に該当する申請番号5番の案件がございますので、最初に、議事参与に関わる案件である申請番号5番の案件を除く案件、申請番号1番～4番、6番～7番についてご審議いただきます。</p>
30番	<p>申請番号3番について、事務局からの説明のとおりです。本人さんも大変申し訳なく思っておられますのでよろしくお願いいたします。</p>
33番	<p>申請番号7番について、昭和53年の災害で自宅の庭が崩れ公共残土を埋め住居兼納屋を建築され使用してこられました。今回母屋が古くなり家族も増え新築を計画された際に、先代の方の名義の土地であったため申請地の転用がしてないことが判明しました。ご迷惑をおかけいたしますがよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。申請番号5番の案件を除く案件についてご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第79号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、申請番号1番～4番、6番～7番 については、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第79号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、申請番号 1番～4番、6番～7番 については、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号5番についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>先ほど、事務局より説明がありましたが、確認された委員で補足説明をする必要があれば、</p>

発信者	議 事 要 旨
7 番	<p>説明をお願いします。</p> <p>申請番号5番について、〇〇委員から「農業委員自ら今回このような不始末をして大変申し訳なくお詫びしたい。」との話がありましたので冒頭にお伝えします。今回この件が解ったのは、亡き祖母の法事を行なうに併せ山中にある墓地を自宅近くに移転したい計画をされました。その後、手続きをしたら転用がしていないことが判明した次第です。昭和48年に住宅を新築されました。実体としては、宅地として造成され新築されました。その時の転用手続きが26ページ、27ページにありますが、〇〇町〇〇△△-△の地番のみを転用され全てが転用されていませんでした。何故転用されなかったのか経過はわかりません。現在の宅地の面積は391㎡ありますが、今回申請地の面積は786.93㎡で合わせますと1100㎡を超える面積になります。但し、申請地の西側は急な斜面であり実質は1000㎡を超えることはありません。また、〇〇町〇〇△△-△の地番が〇〇町〇〇△△-△地番から分筆され墓地の予定になっています。なぜ農地から墓地へ転用せずに一旦宅地に転用するのか、手続きがわかりませんので事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>当初は申請書を二つ作られ〇〇町〇〇△△-△と〇〇町〇〇△△-△に分けて提出されました。〇〇町〇〇△△-△については農地から宅地へ転用し、〇〇町〇〇△△-△については農地から墓地へ転用したいということでした。県へ確認しましたところ、二つを一つにまとめて申請するよう指示がありました。〇〇町〇〇△△-△は現在宅地として使用されていますので、一度宅地にしたらうえで再度墓地に地目変更することとなり一つの申請書に二つの地番を記載しております。</p>
議 長	<p>他にはございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第79号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、申請番号5番については、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第79号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、申請番号5番については、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>〇〇委員には、ご着席いただきます。 (〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、「議第80号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案書の11ページからご覧ください。「議第80号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、農用地区域内農地、面積は2筆で34.9㎡です。権利の種類は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は墓地で墓碑1棟9.9㎡です。転用理由は現在の墓地は自宅から遠く、傾斜地でもあり、永代管理を容易にするため、自宅の近くに新設したい。併せて参道を施設したい。」ということです。平成24年5月8日に農用地除外事前了承が出ておまして、土地代は無償で、確認は〇〇委員。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから第2種農地と判断いたしました。許可条項は法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。土地代が無償ということですが、隣接する山林と併せて申請地も現在草刈りなど管理しておられます。こうした経過から〇〇さんは申請地を無償で譲り受けられたところです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は99㎡です。権利の種類は所有権移転で、譲渡人は亡□□ノ相続財産管理人□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は資材置場で、瓦置場5ヶ所、コンクリートブロック置場2ヶ所です。転用理由は「事業用の資材置場、瓦及びコンクリートブロック置場として使用したい。」ということです。農用地区域外の農地、土地代は10aあたり50,500円、確認は〇〇委員。農地区分は「申請に係る農地から概ね300m以内に加茂中駅があります」ので、第3種農地と判断いたしました。許可条項は第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田、現況畑、面積は704㎡です。権利の種類は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は貸住宅用地で賃貸住宅2棟211.68㎡を建設計画しておられます。転用理由は「申請地を購入し、貸住宅を建築したい。」ということです。農用地区域外の農地、土地代は10aあたり3,551,000円、確認は〇〇委員。農地区分は「土地改良事業等の農業対策公共投資の対象となった農地である」ことから第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第37条第5号に規定する「土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」に該当すると考えます。平成14年頃に大区画の土地改良事業において、もともと点在していた農地を一つの場所へ集約した土地です。この土地は、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められております。当時の土地改良事業の換地計画書の中の明細書を別添資料として添付しておりますのでご覧ください。〇〇町〇〇△△-△、△△-△、△△-△の3筆が従前の農地で、換地され〇〇町〇〇△△-△の1筆になっております。一つにまとめられた際に用途地目を宅地に定められまして、今後この土地を宅地として利用することが計画書の中で決めておられます。その当時平成17年頃ですが、農振除外ということで農振地域から除外申請をされ外しておら</p>

発信者	議 事 要 旨
	<p>れます。平成18年3月に既に登記も変わっており、宅地として使うということではありましたが現在まで転用はされておりました。土地改良事業をされた土地ではありますが、そうした関係で非農地ということで今後宅地として使うということが計画で決まっておりました。今回申請地を購入され賃貸住宅として建築されることが決まりましたので、転用されることとなりました。1種農地ではありますが転用ができるということで今回申請を出された次第です。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、農用地区域内農地、面積は152㎡です。権利の種類は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の相続人□□□□さん被相続人□□□□さんで、借受人は〇〇町〇〇の〇〇地区振興会会長□□□□さんです。転用目的は広場・広域施設で休憩所27.35㎡遊具3基を予定しておられます。転用理由は「県道〇〇□□線改良工事に伴い、既存の遊園地が支障移転となり、申請地に移転整備したい。」ということです。平成24年5月8日に農用地除外事前了承が済んでおりまして、賃料は10aあたり65,700円、確認は〇〇委員。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから第2種農地と判断いたしました。許可条項は法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。資料の図面54ページをご覧ください。申請地△△-△の右側の△△-△に当初遊園地がありました。今回県道改良に伴い既存休憩所も併せて移転となっております。資料の図面56ページをご覧くださいと申請地に既存の休憩所が置いてあります。これを見られる限りでは始末書が必要ではないかと思われる方もいらっしゃるかと思いますが、農振除外につきまして事前了承ということで既に済んでおります。許可後にすぐにでも工事に取り掛かれる状態でもあります。また、県道〇〇□□線改良工事は公共性も高く、緊急性、安全性等を考慮し休憩所については事前に運ばざるを得なかったと判断いたしました。これにつきましては、島根県東部農林振興センターと協議した結果、特に始末書までは必要でないという回答を得ておりますのでご承知おきください。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、農用地区域内農地、面積83㎡です。権利の種類は所有権移転で、譲渡人は〇〇府〇〇市の□□□□さん譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は駐車場で駐車場2区画を予定しておられます。転用目的は「家族が増える予定であり、駐車場を増設したい。」ということです。平成24年5月8日に農用地除外事前了承が済んでおりまして、土地代は無償、確認は〇〇委員。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから第2種農地と判断いたしました。許可条項は法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。資料の図面59ページをご覧ください。申請地の隣接地△△-△□□□□さん所有の宅地がありますが、昨年の11月に宅地として購入しておられまして、それに併せまして今回の農地も必要ということで宅地も含めて今回の申請地も譲り受けられました。前回と合わせる宅地も含めての所有権移転であり、今回は無償で譲っていただくことができました。</p> <p>以上5件の案件、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。
29番	申請番号3番について、申請地〇〇町〇〇△△-△以外も非農地域扱いになっていますか。
事務局	周辺の地番の地目で調べておりませんが、非農地域に指定してあることは確認しております。詳細までは調べておりません。
29番	今回の案件は特殊な例でもありますので、土地改良の非農地域を線で囲んだ図面でもあれば次回でいいので提出していただきたい。併せて、〇〇市内の他にも類似例があれば教えてください。
事務局	次回に示させていただきたいと思います。
1番	この場所は整備された時に埋め立てて畑の状態にされていました。経過はわかりません。
29番	土地改良事業の補助金をもらって土地改良をして、換地とした時に非農地域に整備がしてあることが不思議です。次回教えてください。
議 長	他にはございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第80号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第80号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。
議 長	次に、「議第81号農地転用事業計画変更申請に対する意見について」、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	それでは議案書の11ページからご覧ください。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田、現況残土処理場、農用地域内農地、面積1,486㎡です。権利の種類は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の相続人□□□□さん被相続人□□□□さんで、借受人は〇〇町〇〇の株式会社□□□□代表取締役□□□□さんです。

発信者	議 事 要 旨
	<p>転用目的は残土処理場 1,486 m³、転用理由は「申請地を残土処理場として一時転用し使用する。」ということです。こちらの案件の当初許可日は平成22年12月14日一時転用ということで許可を受けておられます。いただいております。確認は1,000 m³以上ですので〇〇委員、〇〇委員です。計画通り事業遂行できない理由といたしましては、「計画していた残土量が発生せず、許可日までの完了が困難になった。」ということです。変更期間は平成25年12月13日までとされております。こちらは一時転用ということで農用地区域内農地ですので期間が3年以内となっています。当初1,486 m³を予定しておられましたが、現在のところ1,286 m³埋まっておりますして事業の進捗率は86%位です。残り200 m³の残土を平成25年12月13日まで使用したいということです。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。</p>
37番	<p>先ほど事務局から説明がありましておのり1,486 m³の残土処理を計画されておりましたが、許可期間内で施工ができないということでございます。本来なら予定通りやっていたかかったのですが、残念ながら処理できなかったということで、今回再度申し出でございました。早急に処理することを申し上げ認めました。</p>
1番	<p>残土処理する土砂の調整について業者間ではできないものですか。</p>
29番	<p>残土処理場を業者任せになっているので、県や市が残土処理場を用意すれば問題は起きないと思います。</p>
事務局	<p>公共工事の場合は廃土を処理する場所が決められており指導されています。今回の株式会社□□□□さんの場合は下水道工事の残土処理を考えておられたようですが、予定されていた工事が発生しなかったようです。また、〇〇町のサッカー場が、現在、防災ヘリコプターの離着場になっており、その整備により発生した残土を処理をされる計画でした。しかし、工事内容が変更となり、予定されていた土量が発生しなかったということです。</p>
35番	<p>県は残土を処理する場所を指導はされますが、単価が違うため業者は独自で残土処理場を探しておられると思います。</p>
議 長	<p>他にはございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第81号農地転用事業計画変更申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第81号農地転用事業計画変更申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議題82号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案書の16ページからご覧ください。「議題82号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」です。</p> <p>今回の案件は5件申請されておりまして、〇〇町2件、〇〇町1件、〇〇町2件であります。</p> <p>いずれの計画も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町ごとに協議願います。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号2番の案件がございますので、協議の際、「議事参与の制限」にご配慮ください。15時10分までに、ご協議をお願いします。</p>
議 長	<p>(15時00分から15時10分まで各町ごとに協議)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p>
議 長	<p>先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。最初に、議事参与に関わる案件であります申請番号2番を除く案件についてご審議いただきます。</p> <p>〇〇町より順次発表をお願いします。</p>
29番	<p>〇〇町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
24番	<p>〇〇町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
3番	<p>〇〇町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p>
1番	<p>〇〇の〇〇地区のことについて、昔、葉たばこを作っておられたと思います。当時の土地代は高かったように思いますが、今回は10aあたり3,500円、1,200円余りですけど葉たばこをやめられて賃借料が下がったのですか。</p>
3番	<p>申請番号5番は昨年まで葉たばこを作っておられましたが、申請番号4番は葉たばこを作っ</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>ておられた所ではありません。賃借料が安くなった経過はわかりません。</p>
議 長	<p>他にはございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第82号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号1番、3番から5番については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第82号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号1番、3番から5番については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号2番についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、〇〇事務局員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇事務局員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号2番の案件について、先ほどご協議いただいて結果を〇〇町より発表いただきます。</p>
29番	<p>許可妥当と判断いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第82号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号2番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第82号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号2番については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>〇〇事務局員には、着席願います。</p>
議 長	<p>(〇〇事務局員 着席)</p> <p>以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。</p> <p>なお、8月の総会は8月23日(木)午後1時30分から「〇〇町〇〇交流センター」で開催いたします。</p> <p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
議 長	<p>次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。</p> <p>【その他事項】</p> <p>(1)中山間地域等直接支払制度に係る農用地耕作者斡旋について</p> <p>(2)平成24年度における農業者年金加入推進の取組方針(抜粋)について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員